

2011年10月14日 新聞切り抜き情報（年金関連社説）

○北海道新聞 社説

年金開始年齢 引き上げ提案は唐突だ（10月14日）

厚生労働省は、厚生年金の支給開始年齢の引き上げに向けた案を社会保障審議会年金部会に示した。政府は2004年の現行制度への改革の際、「百年安心の制度」と胸を張ったはずだ。

あれから7年しかたっていない。政権が変わったとはいえ、引き上げはあまりにも唐突だ。仕組みがころころ変わっては、老後の生活設計もままならない。高齢者の雇用が不十分な中、実施すれば生活苦に陥る人も出てくる。

現行の引き上げ計画が終わらないうちに見直そうというのはなぜか。少子高齢化が急速に進み、年金財政が予想以上に悪化したためとしているが、なぜその時点で見通せなかったのか。

年金財政にどういふ影響を与え、再び引き上げることはないのか。まずは、国民にわかりやすい正確な情報を公開すべきだ。

現在、厚生年金のうち基礎年金は原則65歳から、報酬比例部分は60歳からそれぞれ支給されている。このうち、報酬比例部分について男性は25年度まで、女性は30年度までに65歳とし、基礎年金と時期を合わせることが既に決まっている。

厚労省は、▽65歳への引き上げ時期をさらに前倒す▽将来的に開始年齢を68歳に引き上げる—など三つの案を提示した。

11日の部会では「決まったものを途中で変えるのは、国民の信頼低下を招く」「生活設計に影響を与える」など慎重意見が目立った。当然だ。厚労省は、こうした声を重く受け止めなければならない。

大きな問題は、引き上げた場合、無収入の人が増えることだ。政府は、希望者全員の65歳までの継続雇用を徹底させるため、高年齢者雇用安定法の改正を検討している。しかし、経済界が反発し、実現のめどは立っていない。

仮に定年が延長されても、若者の就職に影響が出る心配が出てくる。世代間格差も見逃せない。

厚労省の引き上げ案では、61～64歳の「団塊の世代」の給付には影響は出ないが、51歳以下の開始時期は、現行の64歳から68歳まで上がる。

保険料を支払う期間が延びる上、開始時期が遅くなるようでは若い世代の不満が高まろう。

年金不信がさらに広がり、保険料を納めない人も増える可能性がある。制度そのものが破綻しかねない。厚労省は部会の議論を受け、来年の通常国会にも法案を提出したいとしている。しかし、これだけ問題が噴出している以上、拙速は禁物だ。年金制度全般について、あらためて抜本的に見直すべきではないか。

○読売新聞

年金支給年齢 引き上げは雇用確保と一体で(10月14日付・読売社説)

少子高齢化の進行を考えれば、避けられない議論だろう。

厚生労働省は、会社員が加入する厚生年金について、支給開始年齢の引き上げに関する3通りの案を社会保障審議会年金部会に示した。

厚生年金の支給開始年齢は、すでに、現在の60歳から「3年ごとに1歳」のペースで遅らせ、段階的に、基礎年金（国民年金）と同じ65歳にまで引き上げることが決まっている。

厚労省が示したのは、〈1〉65歳への引き上げペースを「2年ごとに1歳」に速める〈2〉ペースは現状通り維持しながら、支給開始年齢をさらに68歳まで遅らせる〈3〉ペースを速めるとともに支給開始年齢も68歳にする——の3案だ。

「支給開始年齢の引き上げの検討」は、政府・与党が6月にまとめた社会保障と税の一体改革案の中で、年金改革の柱の一つに掲げられていた。

高齢化により年金の受給者は増え、受け取る期間も延び続けている。一方で、少子化によって支える側の人数は減少していく。年金制度を安定的に運営するため、支給開始年齢の引き上げを目指すのはやむを得ない。

ただし、引き上げるには、その年齢まできちんと雇用が確保されることが大前提だ。

現在、支給開始を65歳へと段階的に引き上げている途中だが、一方で高年齢者雇用安定法が定められ、企業は定年延長や再雇用などで65歳までの雇用確保を義務づけられた。両者はセットである。

しかし、現行の雇用確保義務には労使協定で柔軟に運用できる面があり、希望者全員が65歳まで働ける企業は約48%にとどまる。このままでは、退職してから年金をもらえるまで、多くの人に空白期間が生じてしまう。

65歳までの雇用が定着したとは言えない状況下で、さらに年金支給年齢を68歳まで引き上げるという案だけを示されても、国民の多くは容易には受け入れまい。

厚労省とすれば、それほど年金財政は深刻だとアピールする意図もあったのだろう。だが、今回の提案は、雇用対策を置き去りにしたまま、年金支給年齢の引き上げだけを急ぐ印象を与えている。

後期高齢者医療の例を引くまでもなく、社会保障改革は理解を得る努力を怠ると、感情的な反発が先行してしまう。

いくら必要な改革でも、議論を拙速に進めることはできない。高齢者雇用の充実策を練り上げ、セットで国民に示すべきである。（2011年10月14日01時20分 読売新聞）

○2011年10月15日(土)「しんぶん赤旗」主張

遠ざかる年金　ますます不信広げる「逃げ水」

民主党政権が年金の支給開始年齢引き上げの検討を本格的に開始しました。

政府・与党は6月末にとりまとめた「社会保障・税一体改革成案」に、支給開始年齢の引き上げを検討すると盛り込みました。厚生労働省が11日、その具体案として三つの案を社会保障審議会の年金部会に提示しました。

暮らしの影響は深刻

これまで政府は年金の改悪を繰り返してきました。給付抑制、保険料値上げとともに、支給開始年齢も相次いで引き上げられています。老後の安心を保障するはずの年金は「逃げ水」のように遠ざかり、若い世代を含む国民の老後不安を増大させてきました。

今は1994年の改悪による厚生年金の定額部分の支給開始年齢の先送りが実行されている真っ最中です。男性は2013年度に、女性は18年度に60歳から65歳への引き上げが完了します。

2000年の改悪による厚生年金の報酬比例部分の60歳から65歳への先送りは、定額部分の引き上げ完了と同時に開始されます。男性は25年度、女性は30年度までに3年に1歳ずつ65歳に引き上げられることになっています。

今回の厚労省案は次の三つです。(1)報酬比例部分の引き上げペースを3年に1歳ずつから2年に1歳

ずつに加速する(2)2000年改悪による報酬比例部分の引き上げ完了後、厚生年金・基礎年金ともに3年に1歳ずつ68歳まで引き上げる(3)報酬比例部分の引き上げを2年に1歳ずつに加速した上、同じペースで厚生年金・基礎年金ともに68歳に引き上げる。

いずれの場合も女性の厚生年金の報酬比例部分の引き上げ開始を18年度から13年度に前倒しするとしています。女性は現行では報酬比例部分の支給を先送りされるのは1958年4月2日以降に生まれた人からです。それが今回の厚労省案では53年生まれの人まで前倒しされることになります。

実行されれば老後の暮らしへの影響は極めて大きく、若い世代の将来不安と年金不信もますます深刻にならざるを得ません。

見過ごせないのは、こんな大改悪を進めようというのに、民主党政権は、その理由すら明確に説明できていないことです。議論の発端は1月に与謝野馨一体改革担当相(当時)が「支給開始年齢の延長を検討」と発言したことです。その後、与謝野氏が担当する「一体改革」の集中検討会議で財界団体や「日経」「読売」「産経」の新聞社、経産省などが支給開始年齢の引き上げを主張しました。どれも“ほかの国が引き上げているから”“自助努力すべきだから”など実にいいかげんな理由しかのべていません。厚労省案も似たり寄ったりです。

大義も掲げられない

政府は04年に年金保険料の連続引き上げと給付引き下げの大幅改悪を強行しました。そのため、年金の財政面では、厚労省は09年の財政検証で38年度以降も現行制度は維持できるとしています。

「一体改革成案」に基づいて、民主党政権は医療や介護の改悪など次々と社会保障切り捨ての議論を本格化させています。今回の支給開始年齢引き上げの提案は、提案者さえ何の大義も掲げられず、とにかく社会保障は抑制すべきだという「悪乗り」のような議論です。絶対に許せません。

○朝日新聞 10月13日社説

年金支給年齢—引き上げ論議は丁寧に

年金を支給し始める年齢を引き上げるかどうか。その議論が、厚生労働省の審議会で始まった。

厚生年金の支給開始年齢は現在、引き上げの最中だ。男性は2025年、女性は30年までかけて、段階的に65歳にする。

これを68歳まで引き上げたり、引き上げのペースを速めたりする案が示された。

いずれも、政府が「税と社会保障の一体改革案」論議で、5月末に公表していた内容だ。

高齢化・少子化が進むなか、なるべく多くの人働き、社会を支えるようになるのは望ましい。その意味で、引き上げは選択肢になりうる。

だが、高齢者が働ける場を確保できないと、生活に困る人を増やすことになりかねない。

しかも、年齢引き上げは、いま制度を支えている世代にだけ影響することに注意したい。すでに年金を受け取っている高齢者はもちろん、現在61～64歳の「団塊の世代」も対象外だ。

支え手世代は「なぜ自分たちだけが割を食うのか」と受け止めるだろう。逃げ水のように支給が遅くなる分、受け取る金額が減ると感じるのが自然だ。

ただ、受け取る期間が短くなれば、それだけ損をするという単純な話ではない。引き上げによって年金財政が楽になる分、現役世代が将来、受け取る年金が増える可能性も出てくる。

というのは、いま段階的に上がっている年金の保険料は17年度には上限で固定され、あとは積立金を含めた一定の枠内のお金を誰にどう配るかという判断になるからだ。

年齢引き上げが、年金財政や将来の年金にどのような影響を及ぼすのか。具体的な制度設計をもとに試算をして、議論を深める必要がある。そして、実施するなら、世代間で不公平が生じないように、できるだけ早く進めるほうが望ましいだろう。

ただし、引き上げで影響を受ける世代の不満を和らげるためにも、すでに支払われている年金について、物価や賃金の下落に応じて支給額を引き下げることが先決だ。

支給額の大幅な減額は高齢者の反発を招くため、必要な額の引き下げが行われず、年金が高止まりしている実態は看過できない。

このままだと、賃金が下がって保険料収入が少なくなる分、財政が悪化し、将来世代が受け取る額が下がってしまう。

年金を受け取る側と支え手とのバランス、高齢者が働く場の確保などに目配りした包括的な議論を期待したい。

○毎日新聞 10月13日社説

社説：年金支給開始年齢 雇用の確保が前提だ

厚生労働省は厚生年金の支給開始年齢を引き上げる案を社会保障審議会年金部会に示した。年金財政の悪化や少子高齢化の進展を見れば、年金支出の抑制措置は避けられまい。ただ、高齢者の雇用の場が確保されなければ生活困窮者があふれ出る可能性がある。雇用政策とセットでの議論が必要だ。

国民皆年金が始まった1961年当時、男性の平均寿命は66歳、女性70歳、サラリーマンの定年は55歳が普通で年金も55歳から支給されていた。現在、女性は世界一の長寿で86歳、男性も79歳。今後伸び続け、高齢化のピーク時には女性は90歳を超える。雇用や年金を長命社会に見合ったものにするのは当然だ。

厚生年金の報酬比例部分は男性は13年度から、女性は18年度から3年に1歳ずつ引き上げられることになっている。今回、厚労省は（1）引き上げを2年に1歳ずつにする（2）現行スケジュールで65歳まで引き上げた後、基礎年金と併せて68歳に引き上げる（3）2年に1歳ずつ引き上げた上、さらに68歳まで引き上げる一々の3案を示した。1歳の引き上げで年間約1兆円支出が減る見通しだ。

ただ、支給開始年齢を引き上げただけでは、定年後に収入のない人が続出する恐れがある。高齢者雇用安定法では企業に対して、（1）定年の引き上げ（2）継続雇用制度の導入（3）定年制度の廃止一々のいずれかの措置を取ることを義務付けている。ほとんどの企業が年金をもらえる年齢まで雇用確保措置を実施しているが、希望者全員が65歳まで働ける企業は46%、70歳まで働ける企業は17%にとどまっている。年金支給開始年齢引き上げを実施するためには、高齢者雇用のさらなる拡充が不可欠だ。

また、現在60歳以降も働いている人は、賃金と年金の合計額が月28万円を超えると年金が削減されるが、これでは老後も働き続ける意欲がわかないだろう。このため厚労省はこの「在職老齢年金制度」に関して60～64歳の減額基準を緩める案を示した。我が国の高齢者は勤労意欲が高く、「70歳を超えても働きたい」「働けるうちはいつまでも働きたい」という人が全体の6割にも上る。こうした意欲に応え、年金受給から労働の継続へと老後の生活を変えていくためにも必要な措置だ。

- 一方、若い世代にとっては保険料を払う年月が延び、年金をもらえるのがさらに遠のくことに不公平感を抱く人も多いに違いない。支給開始年齢の引き上げとともに、現在年金を受給している世代が痛みを分かち合うことも避けられまい。高所得者の年金減額や課税の強化、デフレ下では物価に連動して引き下げる措置 毎日新聞 2011年10月13日 2時31分

○産経新聞 10月13日主張

年金年齢引き上げ 定年後の雇用確保考えよ 2011.10.13 03:05

厚生労働省が、厚生年金の支給開始年齢引き上げ案を社会保障審議会年金部会に提示した。

支給開始年齢は現在、3年に1歳ずつ引き上げて65歳にする途中だが、厚労省は（1）2年に1歳ずつの引き上げとする（2）支給開始を68歳とする（3）その両方を実施する一の3案を示した。

本紙は2月に提言した年金改革案で、支給開始年齢の引き上げを、「避けて通れない課題」の一つと位置付けた。少子高齢化の進行で年金財政の悪化が懸念されるからである。日本より平均寿命が短いのに、67歳以上に引き上げようとしている国もある。

将来世代への影響を考えれば、先送りは許されまい。

だが、引き上げは高齢者の雇用延長を同時に進めることが前提となる。定年退職し年金も受給できなくなれば、生活は成り立たない。引き上げで生活保護者が増えたのでは、本末転倒である。

にもかかわらず、希望者が65歳まで働けるような法整備すらできていない。定年延長や再雇用制度の拡充など、働き方の改革と一体で議論することが求められる。

急激な引き上げは不公平感を強めるだろう。混乱を招かぬよう、1歳の引き上げに12年かける緩やかなペースを提案したい。

世代間格差の拡大も心配だ。厚労省案では、引き上げ対象となるのは現在の50代以降である。これでは、受給者が多く年金財政上の影響が大きい団塊世代の年金の抑制にはつながらない。

厚労省は支給開始年齢の見直しとは別に、厚生年金を受給しながら働く人の年金額をカットする「在職老齢年金」の減額基準を緩和する案も出した。

高齢者の働く意欲に配慮する意味はあるが、給与と年金の合計額が、現役世代の所得額を大きく上回るケースも出てくる。世代間の不公平さを少しでも解消しなければ、一連の改革について若い世代の理解は得られない。

世代間格差を埋めるには、年金受給世代にも負担を求めることが肝要だ。具体的には、年金額の多い高齢者の基礎年金の減額や、デフレ経済下では年金額が下がる自動調整機能の導入を求めたい。

制度の支え手は確実に減っていく。改革に残された時間はあまりない。各世代が痛みを分かち合わなければ、少子高齢化に耐え得る制度は構築できない。

○西日本新聞 2011年10月13日社説

年金支給年齢 引き上げを言うためには

公的年金の話が出ると良いことはあまりない。年金財政を支える現役の就労世代にとっては負担の増加であり、年金を受給する高齢者には給付の抑制、削減である場合がほとんどと言っていい。

年金制度改革では、誰もが痛みばかりを押し付けられていると感じている。だから、制度変更には丁寧な説明が不可欠だ。同時に、変更で不利益、不公平ができるだけ生じないような措置が必要だ。

厚生労働省が厚生年金の支給開始年齢の引き上げで三つの考え方を示した。

厚生年金は基礎年金部分と報酬比例部分の2階建てで、男性では基礎年金は2013年度までに、報酬比例は13—25年度の間、段階的に支給開始を60歳から65歳まで引き上げることになっている。

現行計画では男性は1961年の、女性は66年の4月2日生まれ以降から完全65歳支給に移行することになっている。

3年に1歳ずつ引き上げてきた現行計画を2年に1歳ずつへ前倒しする考え方が、まず一つだ。どう

なるか。報酬比例分の支給開始は、54年生まれの男性が61歳からのはずが62歳に、55年生まれは62歳の予定が63歳にずれ込むことになる。

第2案では、2025年度以降に基礎（定額）分も報酬比例分も同時に3年に1歳ずつ支給開始年齢を引き上げる。男性ならば1963年生まれから支給開始が66歳になり、67年生まれ以降は2035年度から68歳の支給開始になる。

3番目は2年に1歳の前倒しを続ける場合だ。男性の1958年生まれは66歳、59年生まれは67歳、60年生まれ以降は68歳支給になる。5年遅れで進む女性の引き上げも前倒しするようで影響大だ。

支給開始年齢の引き上げは年金給付費抑制のためである。7年前の年金制度改革で厚生年金の保険料率を当時の13・58%から13年間かけて18・30%まで引き上げ、打ち止めとすることになった。

給付の伸びに合わせて現役世代の負担を決める手法から、負担の上限を決めて給付額を考える仕組みに転換したのだ。

少子高齢化が進み、現役世代の負担が増す。現行の年金制度に対する現役世代に強まる不満、不信に配慮した。

しかし、給付総額抑制のために支給開始年齢を上げるのが、最も公平で効果的な手法なのか、議論の余地がある。

68歳まで厚生年金が受給できないとすれば、生計を立てる別の手段が当然、必要になる。健康とやる気があればいつまでも仕事が続けられる仕組みが要る。

企業には65歳までの雇用確保が求められているが、その後はどうか。

福岡県は最近、国に「70歳現役社会づくり特区」の指定申請をしたばかりだ。県によると、70歳まで働ける企業は全体の約16%にとどまっているという。

65歳まで働くといっても、年金の一部支給と給料を合わせて現役時代の年収の6—7割程度が最も多いようだ。年金収入がゼロでも安心といえる働く仕組みが先にあっての引き上げの議論だろう。

＝2011/10/13付 西日本新聞朝刊＝